事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程(昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

瀬戸市教育委員会 委員長 水野教雄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育委員会の決裁事項)	(教育委員会の決裁事項)
第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁	第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁
する。	する。
(1)から(12)まで <省略>	(1)から(12)まで <省略>
(13) 部長、課長及び教育機関の長の任免に関す	(13) <u>教育長、</u> 部長、課長及び教育機関の長の任
ること。	免に関すること。
(14)から(16)まで <省略>	(14)から(16)まで <省略>

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部 を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定により、 なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中において は、この訓令による改正前の瀬戸市教育委員会決裁規程の規定は、なお その効力を有する。